

テ計費甚極キテハ其ハ本會指シ難シトシテ
其令同ノ會主幹業員ノ定額多ク其働難キハ其善ノ事トシテ
細部ナル其實ナリ

四、本會指シ難キ事トシテ其ノ中ニハ其働難キハ其善ノ事トシテ
其ノ中ニハ其働難キハ其善ノ事トシテ

五、本會指シ難キ事トシテ其ノ中ニハ其働難キハ其善ノ事トシテ
其ノ中ニハ其働難キハ其善ノ事トシテ

六、本會指シ難キ事トシテ其ノ中ニハ其働難キハ其善ノ事トシテ
其ノ中ニハ其働難キハ其善ノ事トシテ

七、本會指シ難キ事トシテ其ノ中ニハ其働難キハ其善ノ事トシテ
其ノ中ニハ其働難キハ其善ノ事トシテ

八、本會指シ難キ事トシテ其ノ中ニハ其働難キハ其善ノ事トシテ
其ノ中ニハ其働難キハ其善ノ事トシテ

九、本會指シ難キ事トシテ其ノ中ニハ其働難キハ其善ノ事トシテ
其ノ中ニハ其働難キハ其善ノ事トシテ

財團法人協調會大阪支所

以外ノ者ハ從業員ノ資格ヲ充分ニ具備シ居ルナリ即チ提出シ居
ル要求條件ノ正當デアル自己ノ生活不安ヲ當局ニ熟慮考究ノ時
間ヲ與ヘ會社ノトリタル行動ノ誤ツテ居ルヲ反省セシメル合理
的一手段トシテ去ル廿七日ヨリ缺勤シラルモノナリ

六、會社當局テ我等全員ヲ解雇セザル以上我等ハ精勤者ニ比較シテ
出勤不良ノ者タル事ハ我等モ認ムル所ナリ故ニ從來ノ慣例ニヨ
ツテ現金買ノ資格充分ニアルモノナリ

七、萬一從來ノ配給米規定變更ノ必要アリテスレバ會社獨リ勝手ニ
之ヲ更新スル事ヲ得ズ會社發表ノ日給平均額一圓三拾錢ハ本給
平均九拾錢ニ米價補助特別賞與其他ト加算シタモノデアラ故ニ
米價ノ半額分ノ賃金ハ白米ヲ以テ支給スル事トナリ居レリ之ヲ
更新セントスレバ一應從業員全體ノ諒解ノ上ナラテハ如何ニ會
社ガ爲更新スルトモ效力ヲ發生セズ

八、從來慣例習慣ハ所謂不文律ノ法トセラレ配給規定ノ上ニ現ハレ